

2 動物管理業務

(1) 狂犬病予防定期集合注射の実施方法の見直し

【目的】

狂犬病予防注射実施期間(4月~6月)に,飼い犬へ予防注射を受けさせるために,地域において注射会場を設けて行う狂犬病予防定期集合注射を,犬の健康管理に配慮した上で衛生的に行うため,実施方法を見直すものです。

現状

- ○実施概要(平成20年度)
 - 4月から5月にかけて24日間,117ヶ所の公 民館や公園等で行いました。
- ○注射実施

有限責任中間法人福岡市獣医師会の所属獣医師が注射を実施しています。

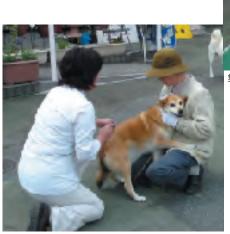
課題(問題点)

○屋外中心の集合注射会場では,犬の健康管理や 衛生的な注射の実施が困難な状況があります。

【施策の方向性】

○犬の健康管理や衛生的な注射の実施を目的として,集合注射会場から動物病院での注射に移行

> \		
項目	分 類	実施 内容
○集合注射会場 の削減	中期	○狂犬病予防注射を受けられる動物病院のない地域に限定した集合 注射を実施するため,近隣に動物病院が立地する集合注射会場を削減します。○削減会場の周辺に居住する飼い主へ,集合注射会場での注射に代替する方法について情報提供を行います。



集合注射の状況





(2) 犬の登録率と狂犬病予防注射実施率の向上

【目的】

狂犬病の発生やまん延防止を目的として,犬の登録率と狂犬病予防注射実施率の向上を図るための方策を検討し,行うものです。

現状

- ○苦情処理等の際に,飼い主への指導啓発を行っています。
- ○ドッグランや公園·河川敷等において,飼い主へ の指導啓発を行っています。
- ○ホームページ,市政だより,チラシなどの配布・回 覧等による啓発を行っています。
- ○動物取扱責任者研修会の際に,犬の販売時等に おける飼い主責任説明の徹底に関する指導を行っています。

課題(問題点)

- ○犬の飼育実態が把握されていません。
- ○飼い犬の登録や狂犬病予防注射を行っていない 飼い主がいます。

【施策の方向性】

- ○犬の登録と狂犬病予防注射実施の法的義務やその必要性の周知徹底
- ○犬の登録と狂犬病予防注射を受けやすい環境の整備

具体的施策

ノくアナ・ロブルロント		
項目	分 類	実施内容
○犬鑑札・注射済票の	短期	○登録や注射実施時に,直接,犬鑑札や注射済票を受け取ることができる動物病院を拡充します。
交付	中期	○犬の購入時に登録が可能なペットショップの実現を検討します。
○指導啓発の充実	短期	○ドッグランや公園·河川敷等,飼い主が集まる場所において定期的な 指導啓発を行います。
○広報媒体と方法	短期	○ホームページ,市政だより,チラシなどの配布·回覧等の広報を充実 させます。
○動物取扱業者による啓発指導	短期	○動物取扱責任者研修会等の機会を利用して,定期的に動物取扱責任 者への指導を行います。(注1)
○飼い主指導	中期	○飼育施設の訪問による直接指導を検討します。
○飼い主情報の把握	中期	○電話や訪問等による飼い主情報の収集を検討します。○動物病院や動物取扱業者等と連携した飼い主情報の収集方法を検討します。○飼い主実態調査の効果的な方法を検討します。
○犬の転入手続き	長 期	○犬の転入手続きを各区役所の窓□で行うことを検討します。

(考え方)

(注1)犬の販売時等における飼い主への啓発指導の徹底を目的として行うものです。



(3) 鑑札と注射済票装着の徹底

【目的】

飼い犬を登録し、かつ、狂犬病予防注射を受けさせていることを、第三者へ明らかにするために、 「鑑札」と「注射済票」の装着を徹底させるものです。

現状

- ○苦情処理や収容犬返還時等に,飼い主への指導 啓発を行っています。
- ○ドッグランや公園・河川敷等において,飼い主へ の指導啓発を行っています。
- ○ホームページ,市政だより,チラシなどの配布・回 覧等による啓発を行っています。
- ○動物取扱責任者研修会の際に,犬の販売時等に おける飼い主責任説明の徹底に関する指導を行 っています。

課題(問題点)

- ○犬の飼育実態が把握されていません。
- ○飼い犬に鑑札や注射済票を装着していない飼い 主がいます。

【施策の方向性】

- ○「鑑札」と「注射済票」の装着についての法的義務やその必要性の周知徹底
- ○飼い犬へ装着しやすい「鑑札」と「注射済票」の検討

具体的施策

> \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
項目	分 類	実施内容
○鑑札·注射済票の 形状変更	短期	○「鑑札」と「注射済票」のデザインを公募し,装着しやすい形状へ変更 します。
○啓発指導の充実	短期	○ドッグランや公園·河川敷等,飼い主が集まる場所において定期的な 指導を行います。
○広報媒体と方法	短期	○ホームページ,市政だより,チラシなどの配布·回覧等の広報を充実 します。
○動物取扱業者による啓発指導	短期	○動物取扱責任者研修会等の機会を利用して,定期的に動物取扱責任 者への指導を行います。(注1)
○飼い主指導	中期	○飼育施設の訪問による直接指導を検討します。



鑑札



注射済票

考え方

(注1)犬の販売時等における飼い主への啓発指導の徹底を目的として行うものです。





(4) 飼うことができなくなった犬猫の安易な引取り防止

【目的】

犬猫の終生飼育を徹底するため、安易な理由での引取りを防止するものです。

現状

○引取り依頼の際に,飼育の継続や新しい飼い主 を探すよう指導を行っています。

課題(問題点)

- ○安易に犬猫の飼育を始める飼い主がいます。
- ○犬猫の終生飼育についての意識が不足する飼い 主がいます。

【施策の方向性】

- ○引取り時の有効な指導啓発方法の検討
- ○犬猫の終生飼育に関する指導啓発の強化

具体的施策

項 目	分	類	実 施 内 容
○引取り時の手数料徴収	短	期	○引取り手数料徴収制度を新設します。(注1)
○引取り時の指導啓発	短	期	○引取り時の有効な指導啓発の方法を検討し,犬猫の終生飼育に関する指導啓発を強化します。

考え方

(注1)引取りの際にかかる経費を負担させることで,安易な引取り依頼を防止するためのものです。

(5) 収容動物返還率向上のための方策の検討

【目的】

飼い主がいる収容動物の殺処分を減らし,終生飼育の徹底を目的として,可能な限り収容動物を元の飼い主へ返還するためのものです。

現状

- ○警察と連携した収容動物についての情報共有を 行っています。
- ○犬鑑札の装着等所有者明示についての啓発を行っています。
- ○ホームページを利用した収容動物についての情報提供を行っています。

課題(問題点)

- ○動物の収容情報が飼い主に伝わっていない状況があります。
- ○収容動物のほとんどに飼い主情報が明示されて いません。

【施策の方向性】

○収容動物の効果的な情報提供方法の検討

具体的施策

> < 11 0 3 11 0 > 1 <			
項目	分	類	実施内容
○収容期間	短	期	○収容期間を延長します。(注1)
○ホームページ わんにゃんよかネット	短	期	○収容動物に関する情報内容を充実します。○収容動物の情報公開期間を延長します。(注1)○隣接する地方公共団体とのリンクを設定します。
○収容施設の広報	短	期	○センターが収容施設であることの広報を充実します。
○飼育動物の所有者 明示	短	期	○犬の鑑札と注射済票の装着,猫の名札,犬猫のマイクロチップ装着を 推進します。 1の(4),2の(3)参照
○警察との連携強化	短	期	○収容動物について最新の情報を共有します。

考え方

(注1)飼い主が飼育動物を探す十分な期間を提供するためのものです。





(6) 猫問題対策の実施

【目的】

猫の不適切な飼育や飼い主不明猫による,地域住民への危害や迷惑行為を防止するためのものです。

現状

- ○「福岡市ねことの共生ガイドライン」を策定して います。
- ○飼い猫への名札等の装着,室内飼い,不妊去勢手 術に関する指導啓発を行っています。
- ○野良猫への無責任な給餌行為者に対する指導啓 発を行っています。

課題(問題点)

- ○「福岡市ねことの共生ガイドライン」の市民への 周知が不足しています。
- ○猫の適正飼育に関する認識が不足している飼い 主がいます。
- ○動物を適正に取り扱うことについての意識が不 足している野良猫への給餌行為者がいます。

【施策の方向性】

- ○地域ねこ事業推進のための方策の検討
- ○野良猫への無責任な給餌行為に対する指導啓発に関する方策の検討

具体的施策

項目	分 類	実施内容
○猫の飼い主への 指導啓発	短期	○名札の装着や猫の室内飼いの有効性を周知します。 ○不妊去勢手術の徹底に関する指導啓発を行います。 1の(3)参照
○地域ねこ事業	短期	○市民へ事業内容の周知を行います。○地域ねご事業に適切に取り組む地域をモデル地区として選定し,周知します。○地域ねご事業取組みへの支援として,センターで不妊去勢手術を行います。(注1)
○野良猫対策	中期	○野良猫の無責任な給餌行為者への効果的指導啓発方法を検討します。
○飼い猫の登録制度	長期	○登録制度の効果や必要性を明確にした上で,制定に向けた検討を行います。

考え方

(注1)ガイドラインに沿った取組みであり、かつ、支援の必要性が認められた場合に行うものです。



(7) 動物取扱業者の監視指導

【目的】

動物取扱業(販売、保管、貸出し、訓練、展示)業者が、動物を適正に取り扱うなど適切な営業を行うことを目的として、必要な監視指導を行うものです。

現 状

- ○登録申請や飼育施設等確認の際に,動物の適正 な取扱いに関する指導を行っています。
- ○必要に応じて監視指導を行っています。
- ○動物取扱責任者研修会を行っています。
- ○動物取扱業者に関する情報をホームページ上で 公開しています。

課題(問題点)

- ○登録をしていない業者がいます。
- ○動物取扱業者の不適切な営業に伴う地域住民へ の迷惑行為や被害が報告されています。
- ○動物の適切な取扱いに関する認識が不足している動物取扱責任者がいます。
- ○監視指導に関する取決め等が整備されていません。

【施策の方向性】

- ○動物取扱業登録の徹底
- ○定期的な立入等監視指導体制の確立
- ○動物取扱責任者や動物取扱業従事者の資質向上
- ○動物取扱業者間の連携体制の構築

具体的施策

Je Pri d J I de Je			
項目	分	類	実施内容
○動物取扱業の登録	短	期	○未登録業者の掘り起こしに努め,登録を徹底させます。
○動物取扱業者の監視指導	短	期	○監視マニュアルを策定します。(注1) ○監視指導計画を作成します。(注2) ○「監視マニュアル」と「監視指導計画」に基づき,立入などの監視指導 を行います。
○動物取扱責任者 動物取扱業従事者	短	期	○動物取扱責任者研修会の内容の充実を図ります。
動物収扱業促争台の資質向上	ф	期	○動物取扱業従事者向けの研修会を検討します。
○行政処分取扱要綱	ф	期	○行政処分取扱要綱を策定します。(注3)
○動物取扱業者間の連携	ф	期	○ペット販売業者等業界団体の設立に向けた働きかけを行います。
○動物取扱業者の資質向上	ф	期	○動物取扱業者の資質向上を図るため,優良業者の認定制度を検討します。

考え方

- (注1)統一基準や手法に基づく監視指導を行うためのものです。
- (注2)施設規模や取扱い動物数によるランク付けと分類に基づく監視指導を行うためのものです。
- (注3)動物の愛護及び管理に関する法律の違反事例に的確に対応するためのものです。



(8) 特定動物飼育者の監視指導

【目的】

特定動物の飼育に起因する地域住民への迷惑行為や被害をなくすために,特定動物の飼い主が適正な飼育を行うことを目的として,必要な監視指導を行うものです。

現 状

- ○飼育許可申請や飼育施設等確認の際に,適正飼育に関する指導を行っています。
- ○必要に応じて監視指導を行っています。

課題(問題点)

- ○無許可で特定動物を飼育する者がいます。
- ○特定動物逸走時の具体的対応方法を定めていません。

【施策の方向性】

- ○特定動物飼養許可取得の徹底
- ○定期的な立入等監視指導の実施
- ○警察,消防や関係機関との連携強化
- ○特定動物逸走時の対応方法の確立

項目	分	類	実施 内容
○特定動物飼養許可	短	期	○無許可飼育者の掘り起こしに努め,許可取得を徹底させます。
○特定動物飼育施設 の監視指導	短	期	○特定動物飼育施設への立入など,定期的な監視指導を行います。
○警察との連携	短	期	○特定動物の拾得情報に対して,飼育者情報を照会します。
○特定動物逸走時の 対策	Ф	期	○警察,消防,関係機関などと連係して取り組むため,逸走時の対応マニュアルを策定します。



(9) 大型犬飼育施設の監視指導

【目的】

大型犬の不適切な飼育や取扱いに起因する地域住民への迷惑行為,危害の発生や事故をなく すため,大型犬飼育施設に対する監視指導を行うものです。

現 状

- ○土佐犬飼育施設の実態を把握しています。
- ○苦情等の申し出に基づき大型犬飼育施設の監視 指導を行っています。

課題(問題点)

- ○土佐犬以外の大型犬飼育施設の実態が把握され ていません。
- ○大型犬の不適切な飼育や取扱いに起因する迷惑 行為が報告されています。

【施策の方向性】

○定期的な監視指導体制の確立

具体的施策

項目	分 類	į	実施内容
○大型犬飼育施設の 監視指導	短期]	○大型犬飼育施設の実態把握に努め,立入などの定期的な監視指導を 行います。

(10) 多頭飼育者の監視指導

【目的】

犬猫を多数飼育することによる地域住民への迷惑行為をなくし,飼育施設規模に応じた適正 飼育を実現するため,必要な監視指導を行うものです。

現状

○苦情等の申し出に基づき犬猫等の多頭飼育施設 の監視指導を行っています。

課題(問題点)

- ○犬猫の多頭飼育施設の実態が把握されていません。
- ○犬猫の多頭飼育や不適切な取扱いに起因する迷惑行為などが報告されています。

【施策の方向性】

- ○定期的な立入等監視指導体制の確立
- ○「化製場等に関する法律」の所管部署との連携強化

具体的施策

項目	分 類	実施内容
○多頭飼育施設の監視指導	短期	○多頭飼育施設の実態把握に努め,立入などの定期的な監視指導を行います。○各区保健福祉センター衛生課環境係と情報の共有を行います。(注1)

考え方

(注1)市街化区域で犬を10頭以上飼育する場合には飼育許可を取得する必要があり,所管部署である各区保健 福祉センター衛生課環境係と連携をとるためのものです。





(11) 実験動物飼育施設の監視指導

【目的】

適正な実験動物の取扱いを確認するため、必要な監視指導を行うものです。

現状

○実験動物施設の監視指導は行っていません。

課題(問題点)

○実験動物飼育施設の実態が十分把握されていません。

【施策の方向性】

- ○定期的な立入等監視指導体制の確立
- ○[3Rの原則](注1)に基づく実験動物の取扱いの徹底

具体的施策

項目	分 類	実施内容
○実験動物飼育施設 の監視指導	中期	○実験動物飼育施設の実態把握に努め,立入などの定期的な監視指導 を検討します。

考え方

(注1)実験動物の福祉の原則·動物実験の適正化の原則として国際的に普及·定着しているもので次の3つをいいます。

Refinement: 苦痛の軽減, Replacement: 代替法の活用, Reduction: 使用数の削減

(12) 産業動物飼育施設の監視指導

【目的】

畜産業経営における適正な産業動物の飼育や取扱いを確認するため,必要な監視指導を行う ものです。

現 狀

○産業動物飼育施設の監視指導は行っていません。

課題(問題点)

○産業動物飼育施設の実態が把握されていません。

【施策の方向性】

○定期的な立入等監視指導体制の確立

項目	分 類	実 施 内 容
○畜産経営農家の監視指導	中期	○畜産経営農家の実態把握に努め,立入などの定期的な監視指導を検 討します。



(13) 効果的・効率的な犬の捕獲業務の確立

【目的】

放浪犬による咬傷事故や糞尿による迷惑行為等,地域住民への被害を防止するために実施する犬の捕獲を効果的·効率的に行うためのものです。

現 状

○対象犬

道路,公共の施設,第三者の敷地などにおいて放浪している犬を対象としています。

○捕獲方法

- ○直接捕獲:捕獲用ハリガネを使用しています。
- ○間接捕獲:捕獲用檻,捕獲用ワナ,捕獲用網を 使用しています。

課題(問題点)

- ○山間部等捕獲作業が困難な地域が存在します。
- ○市街地では,通行人や様々な障害物のため直接 捕獲作業が困難な状況があります。
- ○捕獲の際,犬の適正な取扱いに留意する必要が あります。
- ○休日や夜間等緊急時の迅速な対応が困難な状況 があります。

【施策の方向性】

- ○地理形状や住居形態にあった捕獲の実施
- ○犬の適正な取扱いなど,動物愛護の観点に留意した捕獲の実施
- ○危険な犬による危害を未然に防止するための,警察との連携強化

具体的施策

フマドナ・ロンルビンド		
項目	分 類	実施内容
○捕獲作業	短期	○捕獲対象地域の分類を行い(注1),当該分類に基づいた捕獲方法を 検討し,出動体制を整え,犬の適正な取扱いに留意した捕獲作業を行 います。
○警察との連携	短期	○休日·夜間における緊急時の連絡や対応体制を整えて,捕獲作業を行います。

考え方

(注1)効果的・効率的な捕獲作業を行うため、危害の発生する可能性に基づきランク付けを行うものです。



(14) 効果的・効率的な猫の回収業務の確立

【目的】

飼い主不明の猫を,指定された場所へ出向いて動物管理センターへ収容する業務を,効果的・ 効率的に行うためのものです。

現 状

- ○回収対象猫:保護された飼い主不明の猫
- ○収容を容易にする目的で,原則,布製の袋に入れ られたものを回収しています。

課題(問題点)

- ○「飼い主不明」の判断が困難な状況があります。
- ○回収される猫の大半が子猫であり、その後、返還 や譲渡される機会が少なく、ほとんどが殺処分 されています。

【施策の方向性】

- ○回収の対象となる猫の明確化
- ○回収作業方法の改善
- ○回収の必要性の検証

具体的施策

項目	分 類	実施内容
○猫の回収業務	短期	○成猫の回収は,原則中止します。(注1) ○自らエサを摂取困難な子猫のみ回収します。(注2) ○回収条件である「布製の袋に入れたもの」を原則廃止します。(注3)
	中期	○回収業務の必要性を検証し,廃止を検討します。

考え方

- (注1)成猫には飼い主又は管理者がいると考えられ,所有権の侵害に抵触する可能性があるためです。
- (注2)自活できない子猫には、飼い主がいないと考えられるためです。
- (注3)自活できない子猫のみの回収であれば,布製の袋に入れる必要性がないためです。

(15) 犬猫の殺処分方法の検討

【目的】

収容した犬猫などの動物をやむを得ず殺処分する場合に,動物の生理,生態,習性等に配慮した上で,苦痛を与えない殺処分の方法を検討するものです。

現 状

○国が示した「動物の殺処分方法に関する指針」に 基づき、炭酸ガスを吸入させる方法で殺処分を 行っています。

課題(問題点)

○炭酸ガスを吸入させる方法は,窒息によって致 死状態とするため,必ずしも苦痛を与えない方 法とは言えません。

【施策の方向性】

○犬猫に苦痛を与えない方法による殺処分の検討

項目	分	類	実施内容
○犬猫の殺処分方法	Ф	期	○意識喪失効果のある麻酔薬を用いるなど,苦痛を与えない殺処分方 法を検討します。





(16) 危機管理対策の実施

【目的】

災害発生時や狂犬病発生時における危機管理体制を整え,関係部署や機関と連携して迅速に対応するものです。

現 狀

○「福岡市地域防災計画」に愛玩動物対策として, 愛玩動物の保護や避難所における共生の検討を 明記しています。

課題(問題点)

- ○災害発生時の被災動物に対する,具体的対応方法を定めていません。
- ○狂犬病発生時の具体的対応方法を定めていませ ん。

【施策の方向性】

○災害発生時や狂犬病発生時における危機管理対応マニュアルを整え,関係部署や機関等と連携のもと,迅速に対応可能な体制の整備

> \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				
項目	分类	類	実施内容	
○災害発生時の対応	短り	期	○災害発生時対応マニュアルを策定します。○「災害発生時対応マニュアル」に基づき,獣医師会や動物関係団体等と連携して,被災動物の救護等を行います。	
○狂犬病発生時の 対応	短り	期	○狂犬病発生時対応マニュアルを策定します。○狂犬病が発生した場合を想定した演習を行います。○「狂犬病発生時対応マニュアル」に基づき,関係部署・機関,警察,消防, 獣医師会や医療機関等と連携して,狂犬病発生時の対応を行います。	

第8章 動物管理センターの位置付け、役割と名称

本市動物行政を推進するにあたり、その実施主体である動物管理センターの位置付けと役割を明確にし、ふさわしい名称に変更した上で本計画に取り組みます。

1 位置付け

動物管理センターを

- (1)動物愛護・適正飼育の普及啓発の推進や動物管理に関する取組みを行うための拠点施設
- (2)動物関係団体と連携共働して活動する施設
- (3)市民が訪れて動物愛護や管理について学ぶ施設

と位置付けます。

2 役 割

動物管理センターは次の役割を担います。

- (1) 飼い主への動物の適正飼育に関する指導
- (2) 動物取扱業者への動物の適正管理に関する指導
- (3) 市民への動物の取扱いに関する正しい知識の啓発
- (4) 動物関係団体の育成と活動の場の提供
- (5) 動物による人の生命,身体や財産に対する侵害の防止
- (6) 狂犬病の発生予防・まん延の防止

3 名 称

動物管理センターの位置付けと役割にふさわしい名称

「福岡市動物愛護管理センター(仮称)」 へ変更します。

なお,市民に親しみやすい「愛称」の公募も検討します。

第9章 動物愛護管理センター(仮称)の整備

本計画に基づく動物行政を推進する実施主体である動物愛護管理センター(仮称) の整備について検討を進めます。

1 動物愛護管理センター(仮称)施設の整備

本計画に盛り込んだ施策を効果的・効率的に実施するためには,動物愛護管理センター(仮称)の施設整備を行う必要があるため,以下の項目など様々な観点を考慮して,東部動物愛護管理センター(仮称)への機能集約,立地条件等を十分に勘案した西部動物愛護管理センター(仮称)のあり方などの施設の集約化や整備すべき施設の内容など,施設そのもののあり方についても検討を行い,平成22年度末を目途に方向性を決定する予定です。

(1) 立地条件·面積

①立地条件

- ・ 収容動物の鳴き声や臭気により,周辺住民の快適な生活環境を害さない場所を確保する必要があります。
- 市民が訪れやすく,利用しやすい場所を確保する必要があります。

②面 積

- 譲渡候補犬猫やモデル犬猫を適切に飼育することができる広さを確保する必要があります。
- 市民が訪れて学び、また、動物関係団体が十分活動することができる広さを確保する必要があります。



東部動物管理センター



西部動物管理センター



(2) 施設整備の方向性

本計画に基づき動物行政を推進する際に、現状や課題を踏まえ、以下の項目の観点から施設整備の方向性を検討します。

①収 容

本計画に基づく動物行政を推進した場合,捕獲,回収,引取り等で収容する犬猫の数は減少すると想定されます。

②殺処分

収容する犬猫の頭数の減少や譲渡事業等を推進した場合,殺処分頭数は減少すると想定されます。

③譲渡候補犬猫の飼育

充実した譲渡事業を実施するには,譲渡候補犬猫の適性を十分に判断し, 譲渡が成立するまでの期間,適切な飼育が求められます。

④負傷動物の収容

負傷動物に対して適切な応急処置と治療を施すことが求められます。

⑤ふれあい用動物の飼育

ふれあい事業を充実させるために,必要な頭数の犬猫などの動物の適切な飼育が求められます。

⑥ふれあい事業,しつけ方等事業,講習会

センターでのふれあい事業,しつけ方等事業や各種講習会の充実が求められます。

⑦動物愛護の普及啓発事業

「センターの見学会」等を行うにあたって,来訪者へ十分な説明や啓発が求められます。



2 動物愛護管理センター(仮称)の組織体制

これからも続くと想定される厳しい行財政の状況を勘案すると,業務の質の向上や 業務量の増加に対応した人員の確保は極めて困難です。

そこで,本計画を実行するにあたっては,必要な業務を効果的・効率的に実施するため,当該業務を「行政以外でも十分に対応できるもの」と「行政が行うべきもの」に仕分けした後,前者については民間を積極的に活用する体制を整えるとともに,後者については動物愛護管理センター(仮称)の人的体制の整備を行います。

(1) 民間の活用

本計画の中で明記した,動物愛護管理センター(仮称)が実施する業務のうち, 民間レベルでも十分に対応可能な業務は,動物関係団体との共働や民間へ の委託を検討します。

(2) 動物愛護管理センター(仮称)の人的体制

これからの動物行政に求められる専門的知識や技能を踏まえ,獣医師と動物愛護業務員の役割を明確にした上で,必要な職種と職員数を配置します。

①獣医師

獣医師の能力や知識を十分活用する必要があると考えられる業務に対して,必要な 獣医師の人的体制を検討します。

②動物愛護業務員

動物愛護業務員としての資質や技能の向上を十分に図った上で,当該業務員が実施すべき業務と判断されるものに対して,必要な人的体制を検討します。



3 動物愛護管理センター(仮称)職員の人材育成

動物愛護管理センター(仮称)の職員が動物愛護と管理業務を行う上での資質や技能の向上を図るため,様々な資格の取得を推進するとともに,研修を充実します。

(1) 共通事項

- ①業務に有用な研修を選別し、受講の機会を拡充します。
- ②インターネット等を活用して,随時,他都市の情報収集を行い,必要に応じて先進都市の調査などを行います。

(2) 獣医師

福岡市獣医師会所属獣医師などの開業獣医師との連携強化のもと,勉強会を開催するなどして,動物の治療や不妊去勢手術の技術の向上に努めます。

(3) 動物愛護業務員

- ①現在,愛玩動物飼養管理士資格を取得するための体制を整備していますが,さらに動物 愛護と管理業務に有用な資格の検討とその取得に向けた体制づくりを行います。
- ②指導者的立場の職員(スペシャリスト)を育成するために,集中的な資格の取得や研修の受講を行います。

【用語解説】

犬の登録	狂犬病予防法に基づき,生後91日齢以上の犬を飼育している所有者に義務づけられている 市町村への登録をいう。 登録はその犬が生きている限り生涯有効で,犬の死亡,所有者の変更,住所の変更の際には市 町村への届出が必要となる。
鑑札	犬の登録の際に交付されるプレートで,登録を受けた犬への装着義務がある。
狂犬病	犬や人をはじめとする全ての哺乳類に感染するウィルス性感染症で,主に感染動物に咬まれることで罹患し,発症するとほぼ100%死亡する。 日本国内では昭和32年を最後に発生はないが,世界各国では今日でも発生が報告され,年間5万人程度が死亡している。
狂犬病予防注射	狂犬病予防法に基づき,狂犬病の予防・まん延を防止する目的で,飼い犬に年1回の接種義務がある予防注射をいう。
狂犬病予防法	狂犬病の発生を予防し,そのまん延を防止し,これを撲滅することにより,公衆衛生向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とした法律をいう。
共働	複数の組織や団体が,目標や目的を共有して,共通の課題解決のために力を合わせて活動することをいう。 福岡市では,特に「対等な立場で,ともに汗して働くこと」から,「協働」ではなく「共働」という。
こ犬の飼い主 さがし	動物愛護精神の普及啓発と捨て犬防止の一環として,動物管理センターにおいて,子犬の譲り渡し希望者と譲り受け希望者に場所を提供して,譲渡を成立させる事業をいう。
混合ワクチン	ワクチンとは感染症を予防する目的で接種する医薬品で,毒性を無くすか又は弱めた病原体から作られ,それを注入することで体内に抗体を作り,以後感染症にかかりにくくするもので,さらに複数の病原体に対するワクチンを混ぜたものを混合ワクチンという。
産業動物	畜主の経済行為として飼育される動物の総称で,牛,豚,馬,羊,山羊,鶏等をいう。
実験動物	医療技術,薬品,化粧品や食品添加物の他にあらゆる物質の安全性や有効性,操作の危険性を研究するために育成,繁殖,生産される動物で,マウス,ラット,モルモット,ハムスター,ウサギ等をいう。
獣医師	獣医学系大学を卒業した後,獣医師国家試験に合格し,獣医師免許を取得した者をいい,動物診療や保健衛生指導等を通して「動物の保健衛生」、「畜産業の発展」、「公衆衛生の向上」に寄与することが使命とされている。 主に,動物診療を行う臨床獣医師と公務員や民間企業の社員として勤務する獣医師とに分類される。 福岡市では,主に,狂犬病予防,動物の適正な飼育及び保管,動物取扱業の登録及び特定動物飼養許可に関することを業務として行うため,福岡市動物管理センターに職員として複数名配置されている。
終生飼育	動物の寿命が尽きるまで,適正に飼育することをいう。

地域ねご活動

住民の理解を得た上で,ボランティアグループなどが,屋外で生活する飼い主のいない猫に 不妊去勢手術を施し,トイレやエサやりの時間などを決めて世話をするなど,一定のルールに従い,猫を一代限りで飼育する活動をいう。

畜産経営農家

家畜の繁殖,育成,肥育,乳や卵など畜産物の生産を目的とした事業を営む農家をいう。

注射済票

狂犬病予防注射を受けた犬の所有者に交付されるプレートで,狂犬病予防注射を受けた犬への装着義務がある。

動物愛護業務員

福岡市で,主に,動物の適正な飼育及び保管,放浪犬の捕獲,犬及び猫の回収・引取りや収容した犬及び猫の管理・処分に関する業務を行うため,福岡市動物管理センターに複数名配置されている職員をいう。

動物愛護週間 行事 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めることを目的として9月20日から9月26日までの期間に設けられた動物愛護週間に国や地方公共団体が行う、その趣旨にふさわしい行事をいう。 福岡市ではこの期間に、適正飼育に関するパネル展示や犬猫の慰霊祭を行っている。

動物愛護推進員

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき,動物の愛護の推進に熱意と豊富な見識を有する者の中から,地域における犬猫等の動物の愛護の推進を図るため都道府県知事や政令指定都市の長が委嘱する者をいう。

動物愛護団体

飼育動物の虐待や遺棄の防止や適正な飼育・取扱いの普及啓発を推進するための団体で、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会などのように公益団体となっているものの他に組織的に大小様々な任意団体あるいはNPO法人が各地にある。

動物愛護 フェスティバル 福岡市では,広く市民に対し動物の愛護と適正な飼育について関心と理解を深めていただくため,有限責任中間法人福岡市獣医師会や各動物愛護団体等と連携した形で,催事用テントを設営しステージイベントの他多彩な催しを行っている。

動物取扱責任者

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき,動物取扱業の登録を申請する際に,その事業所において動物取扱業務を適正に実施するための重要な役割を担う目的で,事業所ごとに常勤かつ専属の職員の中から選任される者をいう。

動物取扱責任者 研修会 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき,動物取扱業者が選任した動物取扱責任者に1年に1回以上受けさせなければならない,都道府県·政令指定都市·中核市が開催する研修会をいう。

動物の愛護及び管理 に関する施策を総合 的に推進するための 基本的な指針 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平成18年10月に国が動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進する目的で、「動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向」、「動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項」や「その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項」について定めた基本的指針をいう。



【用語解説】

動物の愛護及び管理に関する法律

動物の虐待の防止,動物の適正な取扱いなど動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し,生命尊重,友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに,動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命,身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とした法律をいう。

動物の殺処分方法に関する指針

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき,動物を殺処分しなければならない場合に,殺処分動物の生理,生態,習性等を理解し,生命の尊厳性を尊重することを理念として,その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めることを目的として定められた殺処分方法の指針をいう。

福岡県動物愛護 推進計画

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平成20年3月に福岡県が、動物の愛護及び管理に関する施策を計画的かつ総合的に推進すること等を目的として策定した計画をいう。

福岡市 新·基本計画

社会経済情勢が大きく変化する中で、2015年を目標とするまちづくりの方向性を示すため平成15年3月に策定された福岡市の基本計画をいう。

福岡市動物管理 センター

狂犬病予防,動物の適正な飼育及び保管,動物取扱業の登録及び特定動物飼養許可,放浪犬の捕獲,犬及び猫の回収·引取りや収容した犬及び猫の管理·処分等に関することを業務として行う福岡市の行政施設をいい,東西2ヶ所のセンターが所在する。

■東部動物管理センター(担当区:東,博多,中央区) 福岡市東区蒲田5丁目10番1号

■西部動物管理センター(担当区:南,城南,早良,西区) 福岡市西区内浜1丁目4番22号

福岡市動物の 愛護及び管理に 関する条例

市,市民,飼い主,動物取扱業者の責務を明らかにし,動物の愛護及び管理に関し必要な事項を 定めることにより,市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図るとともに,動物による人の生命, 身体及び財産に対する侵害を防止し,もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資す ることを目的とした福岡市の条例をいう。

福岡市動物の 愛護と管理 推進協議会

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とした効果的な施策等の検討を行うため設置された協議会で、学識経験者、動物愛護に関する法人、動物愛護団体や行政関係者で構成される。

福岡市2011 グランドデザイン

市民ニーズの変化や厳しい財政状況など福岡市政が迎えている転換期に的確に対応していくため、平成20年度から平成23年度の4年間における、政策推進の基本方針である「政策推進プラン」、行政改革の基本方針である「行政改革プラン」,財政運営の指針である「財政運営プラン」が一体となった市政運営の基本方針をいう。

福岡市ねことの 共生ガイドライン

飼い猫の正しい飼い方や飼い主責任などを明確にするとともに,飼い主のいない猫について「地域ねこ活動」の考え方を導入し,猫の適正飼育や動物愛護への理解を普及促進することで,人と猫との調和のとれた共生社会を実現することを目的として,平成19年4月に福岡市が策定したガイドラインをいう。

不妊去勢手術

雄雌の生殖に必要な部位(雄:精巣,雌:卵巣・子宮)を切除し、生殖不能な状態とする手術をいう。

マイクロチップ

直径2mm,長さ8~12mmの円筒形で中にICチップが入っており,動物の体内に埋め込むものをいう。

ICチップに組み込まれた番号を登録データと照合することで速やかに飼い主が判明し、迷子や事故、盗難防止に有効である。

マイクロチップ リーダー

マイクロチップに組み込まれた番号を読み取るための機械で、ハンディータイプやゲート式タイプ等がある。

モデル犬猫

福岡市において,ふれあい教室などで模範的な位置付けで参加者に供用するために,動物管理センターで飼育管理している犬猫をいう。

有限責任中間法人福岡市獣医師会

地方獣医師会の一つで、昭和46年に福岡市内で開業する獣医師の有志により設立され、平成20年9月に有限責任中間法人となった獣医師会をいう。

"いのちの尊重,すこやかな心の育成,人と動物のきずな"をスローガンに掲げ,獣医学術の普及,獣医師の資質能力の向上及び飼育動物に関する保健衛生と公衆衛生の向上に寄与することを目的に狂犬病予防事業,学校飼育動物事業,長寿犬猫表彰事業,学校飼育動物スケッチコンクール事業,休日当番医制度事業,所有者不明傷病動物事業等を行っている。



福岡市動物愛護管理推進実施計画

平成21年4月

福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 TEL092-711-4273 FAX092-733-5588 福岡市ホームページ http://www.city.fukuoka.lg.jp/ (生活情報の「衛生・動物愛護」をクリック) 福岡市動物管理センターホームページ「わんにゃんよかネット」 http://wannyan.city.fukuoka.lg.jp/